

○函南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

平成25年3月21日条例第5号

函南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

**第2条** 第4条及び第5条の基準は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った指定地域密着型介護予防サービスが提供されるために必要なものであり、かつ、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むために必要なものでなければならない。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者)

**第3条** 法第115条の12第2項第1号の条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者は、規則で定める。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員に関する基準)

**第4条** 法第115条の14第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員に関する基準は、規則で定める。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

**第5条** 法第115条の14第2項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。